

# 一般財団法人全日本交通安全協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人全日本交通安全協会（略称「全安協」、英文名、JAPAN TRAFFIC SAFETY ASSOCIATION、以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、交通の危険防止のため交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交通安全の広報
- (2) 交通安全を推進するための事業
- (3) 交通安全活動の指導者の育成
- (4) 交通安全に功労のあった者及び団体の表彰
- (5) 事業所における安全運転管理を推進するための事業
- (6) 交通安全に関する調査及び研究
- (7) 交通安全に関する月刊誌、教材及び各種資料の刊行
- (8) 外国における交通安全に関する諸機関との情報交換
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(資産の区別)

第5条 本協会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 本協会は、基本財産について適正な維持及び管理に努めなければならない。基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合は、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の承認を経なければならない。

(資産の管理)

第7条 本協会の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

2 基本財産は、確実な金融機関への預け入れ、又は国債、公債その他の確実な有価証券として保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書については、本協会の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類(第2号及び第6号を除く。)については、定時評議員会に報告するものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(長期借入金)

第11条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる総理事の3分の2以上の承認を経た上で、評議員会において議決に加わることのできる総評議員の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

#### 第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第12条 本協会に、評議員25名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、本協会の理事、監事、又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての職務を行わなければならない。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(評議員会の設置)

第16条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 公益目的支出計画実施報告書の承認
- (8) 長期借入金の承認
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 残余財産の処分
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第20条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(評議員会の決議)

- 第21条 評議員会の決議は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、これに記名押印するものとする。

(評議員会運営規程)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上
  - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以上12名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
  - 3 前項の会長及び副会長(1名に限る。)をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定す

る。

- 3 代表理事たる副会長（以下「理事長」という。）は、理事会の決議によって副会長の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### （理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会が別に定める職務権限規程により、本協会の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### （役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事が第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに特別な職務を執行した理事及び監事に対しては、その対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本協会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員 of 損害賠償責任の一部免除)

第32条 本協会は、役員 of 一般法人法第111条第1項 of 損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会 of 決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第33条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、本協会に功勞 of あった者又は学識経験者 of 中から、理事会において選任する。

3 顧問は、会長の求めに応じ、本協会 of 運営に関する重要な事項について意見を述べる  
ことができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(理事会 of 設置)

第34条 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会 of 業務執行 of 決定

(2) 理事 of 職務 of 執行 of 監督

- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第36条 理事会は、定例理事会として毎事業年度6月及び3月の2回開催するほか、臨時理事会として次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般法人法第101条第3項の規定により、監事が理事会を招集したとき

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号及び第4号により招集する場合は、この限りでない。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(招集手続)

第38条 理事会を招集するときは、理事会開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会の議長となる。

(定足数)

第40条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。



(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長、理事長及び監事が、これに記名押印するものとする。

(理事会運営規程)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第45条 会長は、第4条の事業の企画及び実施のため、特に必要があるときは、事業の目的を定めて専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、その事業に関係の深い理事及び学識経験者の中から会長が指名する者をもって構成する。

(専門委員会運営規程)

第46条 専門委員会に関して必要な事項は、理事会において定める専門委員会運営規程による。

## 第8章 会員

(会員)

第47条 本協会に、本協会の主旨に賛同し、後援する個人又は団体の会員を置くことができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会において定める会員・会費に関する規程による。

## 第9章 事務局

(事務局)

第48条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 職員の任免は、会長が行う。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け書類)

第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類等を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認可、許可、承認及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 事業の計画及び報告に関する書類
- (6) 収入支出に関する書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 公益目的支出計画実施報告書
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって決議したときは、変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の多数をもって決議したときに限り、変更することができる。

(解散)

第51条 本協会は、基本財産の滅失その他の事由による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第52条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第53条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告)

第54条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 雑則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本協会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事、監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 本協会の最初の代表理事は、今井 敬及び奥村萬壽雄、業務執行理事は、中澤 見山及び塩田 透とする。
- 5 本協会の最初の評議員は、別紙評議員名簿記載のとおりとする。